

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成29年9月20日現在）

1. 監査のテーマ

一般会計等における委託契約に係る事務の執行について

2. 監査の実施期間

平成27年6月22日から平成28年2月18日まで

3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	20件	22件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	52件	54件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。(※講じた措置の内容等は別紙「平成27年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
人権政策課	0	0	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
総務部行政総務課	0	0	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
総務部契約検査課	2	2 (100%)	0	0	0	0	6	6 (100%)	0	0	0	0
総務部情報政策課	3	3 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
政策企画部広報広聴課	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市活力部スポーツ振興課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
環境部環境政策課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
環境部公園みどり推進課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
環境部家庭ごみ事業課	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境部事業ごみ指導課	0	0	0	0	0	0	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0
財務部債権管理課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市民協働部くらし支援課	0	0	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0

健康福祉部高齢者支援課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	3 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部保健予防課 (H27：健康増進課)	1	1 (100%)	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部保健医療課 (H27：健康増進課)	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部保険給付課	1	1 (100%)	0	0	0	0	3	2 (67%)	1 (33%)	0	0	0
こども未来部こども事業課	1	1 (100%)	0	0	0	0	5	5 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部住宅課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
都市計画推進部交通政策課	2	2 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市基盤部水路課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
教育委員会生涯学習課	0	0	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
教育委員会読書振興課	2	2 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会学校教育課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
教育委員会学校給食課	3	3 (100%)	0	0	0	0	4	4 (100%)	0	0	0	0
合 計	22	21 (95%)	1 (5%)	0	0	0	54	52 (96.3%)	2 (3.7%)	0	0	0

(凡例)

- 措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。
- 対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。
- 不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。
- 未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。
- 相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(平成 29 年 9 月 20 日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
委託料の適切な見直し	事業ごみ指導課
随意契約に関する財務規則の適用誤り	家庭ごみ事業課
国民健康保険人間ドック助成制度	保険給付課

平成27年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成29年9月20日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
3.とよなか男女共同参画推進センターすてっぴ管理運営業務								
8	72ページ	指定管理委託料の積算	<p>エトレ豊中の5階と6階は、各設置目的に合致した利用が主となっているが、市民から見れば、いずれも個々人の違いや多様性を尊重する見地から、施設の相互利用促進を制限する理由はない。現在でも、場合によっては各設置目的を超えた使用を許可しているが、今後は両施設の相互利用をさらに効果的、積極的に進めることにより、市民の利便性の向上とともに一層運営を合理化できる余地がないのか、検討されたい。</p> <p>また、活動実態に関しては、市民から見れば、効果に対して合理的なコストであることが望まれる。指定管理委託料は、既存の出資団体を前提に積算するのではなく、当該施設で達成すべき効果から割り出した必要工数を積算して事業実施に必要な配置人員を決定し、予定価格を設定するよう検討されたい。</p>		○	人権政策課	<p>平成29年4月に両施設の相互利用を効果的、積極的に進めることについては、年に3回程度定期的に3者で会合を設けることとし、両施設の運用上の問題点を抽出するとともに、サービス向上について協議することとしました。</p> <p>予定価格の設定については、平成28年からの指定管理者再選定を行う際に賃金構造基本統計調査(厚生労働省)や過去の実績などを参考にしながら積算する方法に改めました。</p>	措置済
10	75ページ	特定の団体に対する利用料の免除	<p>特別の理由が認められるとして、特定の社会活動団体がすてっぴを利用する際には、常に使用料を免除している。</p> <p>すてっぴ登録団体制度における他の登録団体が男女共同参画目的で使用する場合、月2回までしか使用料を免除されないことと比較して公平性に欠けるため、整合性を図られたい。</p>		○	人権政策課	<p>当該団体と協議を進めた結果、一定期間の経過措置を設けたうえで、現在の取扱いを見直すことを平成29年8月に決定しました。</p>	措置済
26.市営西谷住宅ほか25施設(計2,378戸)及びこれらの共同施設の管理運営に関する年度協定等について								
53	148ページ	指定管理委託料における修繕費の取扱い	<p>当該業務に係る収支は、2年連続で250万円以上の剰余金が発生しており、これは空家修繕費、一般修繕費と人件費の各支出項目が予算を大幅に下回ったことが要因である。修繕を行うための予算を与えているにもかかわらず、適切な時期に適切な修繕を実施しなければ、次期の指定管理者に隠れ債務を引き継ぐ可能性がある。</p> <p>修繕費等、指定管理者に執行義務が課されている費目において剰余が発生した場合は、次年度に繰り越し、一定期間後には精算する、又は毎年度精算して返還する等の取り扱いを協定書で定めることの要否について検討されたい。</p>		○	住宅課	<p>修繕費等について、指定管理者の収支等から過大な利益が生じていることが客観的に認められる事項については、平成32年度の次回選定時に精算方式を導入します。</p> <p>精算方式の導入に際しては剰余金の返還とともに、必要な修繕を施したことで生じた費用の不足は、市が補填を行います。</p> <p>精算を行う項目の範囲等については、現指定管理期間中の修繕業務の状況や収支等を注視しながら検討します。</p>	措置済

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況	進捗状況
29.豊中市立青少年自然の家管理運営業務								
58	157ページ	簿外処理されている現金	利用者から徴収する給食費収入や材料費運搬費などの費用は実費相殺と解釈して、収支報告書には記載されず、帳簿外で処理されている。市はこれらの現金収入・費用について管理しておらず、現在の料金設定が適切かどうかも把握していない。公の施設を利用して現金を収納する以上、それらの収支を明確にするためにも、収支報告書に収入と支出の総額を計上することが望ましい。 現金取り扱いの内部統制の面からも不正が発生しやすく危険であるため、他にも簿外で処理されている現金がある場合には、同様に帳簿で収支を明確に管理するよう指導されたい。		○	生涯学習課	給食費については、帳簿で収支を管理し、食堂等運営状況報告(月次)、収支計算書(四半期毎)の報告を受けることとしました。 給食費の料金設定については、指定管理者と市で協議を行い、利用者満足度等の調査結果などから、現行の料金設定を継続することとし、今後も年1回、料金設定について協議を行うこととします。	措置済
31. 豊中市立小中学校における外国人英語指導助手派遣事業委託								
63	166ページ	AETの配置	それぞれ学級数の異なる中学校区に対し、均一に各1名のAETを配置しているため、AET1人当たりの英語授業数は88コマから319コマまで、3倍以上の開きがある。AETの配置に配慮されたい。		○	学校教育課	平成29年度の委託契約においては、各校均一にAETを配置するのではなく、学級数の多い校区についてはその他の校区よりも配置期間を延ばすよう調整を行い、AET1日当たりの英語(外国語)授業数の差を緩和する仕様としました。	措置済